教育委員会名 広島県教育委員会

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選
	시시면 '굿, 니	択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受	
	け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実	0
	施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケ	
	ア実施体制を構築するための研究	
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受	
関する研究	け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役	
	割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための	
	医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受	
	け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを	
	実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全	
	に行える医療的ケア実施体制を構築するための研	
	究	
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学	
	校に安全・安心に通学可能となることを目的として	
	医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度ななたったの高度があるというできるというできるというできるというできるというできるための医療のとなっためのというできるためのというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできない。	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員	
	会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケ	0
	アを実施するための医療的ケア実施マニュアル等	
	を策定するための研究	
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員	
ア実施マニュアル	会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケースを実施する。	0
等策定に関する研	アを実施するために、医療的ケアを実施する教員・ 看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修	
究	有 護師 の 役割 方担 及 ひ 脇 万 体 前 寺 を 考 慮 し た 听 惨 テキスト等を 策定する ための 研究	
	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されてい	
設・設備等の状況	ない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体	
を踏まえた医療的	制を構築するための医療的ケア連携体制に関する	
ケア連携体制に関	研究	
する研究	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的	
	ケアを実施する体制が十分に整備されていない教	
	育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備され	
	ている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制	
	を構築するための連携体制に関する研究	

2 研究の概要

(1) 校内支援体制に関する研究

指導医等の学校訪問による助言を参考にした医療的ケア実施体制の整備。教員,看護師の役割の明確化(教員は幼児児童生徒の障害の状態に応じて,健康の保持を目的とした自立活動で体力の維持,向上に取り組み,医療的ケアが軽減できるよう指導を行う。看護師は医師の指示書の下,保護者,担任,養護教諭等を含めた情報共有や,環境整備に取り組み,安全かつ適切な医療的ケアを実施する。)及び学習環境の整備,組織的な情報共有等。

- ※看護師は、必要に応じて就学相談の場に参加し、学校生活に必要な配慮等について聴き取りを行ったり助言したりする。
- ※看護師、教員等に対し、事前事後の意識調査を実施し、情報収集及び事業の検証を行う。

(2) 医療的ケア実施マニュアル等策定

モデル校 2 校の取組を基に、県教育委員会が医療的ケア実施マニュアル(酸素療法及び気管カニューレガイドラインを含む)を作成し、医療的ケア運営協議会で検討し、策定する。

(3)専門性の向上

- ・教員及び保護者対象研修会の開催
- ・看護師対象の研修の実施
- 各研修資料を参考に、研修テキストを作成

(4) 事業成果の周知

- ・特別支援学校及び市町教育委員会医療的ケア担当対象の医療的ケア実務者研修会の開 催
- ・医療的ケアハンドブック及び、医療的ケア実施マニュアルの配付

3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

本県では、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒数に大きな変動はないが、近年、障害の状態が重度化、多様化している。

こうした中、県内特別支援学校においては平成24年度から認定特定行為業務従事者を養成し、教員が特定行為を行ってきたが、特定行為以外の医行為の増加により、認定特定行為業務従事者の養成から、看護師を増員配置し、看護師を中心とした医療的ケア実施体制に移行しつつある。

特別支援学校では、近年、酸素療法を行う幼児児童生徒が増加している(平成 29 年度 医療的ケア対象者(通学生) 97 名のうち、酸素投与の指示がある者 26 名)。酸素療法を 行う場合、自発呼吸で酸素飽和度を一定程度維持しているが、体調により一時的な酸素 投与が必要なケース、主治医から常時酸素投与の指示が出ているものの指示内容にない、保護者から登校時に流量を増量するよう依頼されるケースなどがある。また、入学後、酸素療法が必要になったり、夜間 CPAP が必要となったりするケースもあり、学校での医療的ケアに不安をもつ看護師がいる。

こうした状況において本県の平成 29 年度医療的ケア運営協議会では、酸素療法の対象者には動脈血二酸化炭素量を主治医から求める必要があるなどの意見が出された。

酸素療法が必要な幼児児童生徒は、運動の促進等により、良好な自発呼吸を維持するための教育的な取組と、酸素投与のタイミングの見極めや、ナルコーシスを防止するための医療的な取組が課題であり、教員及び看護師の役割を明確にし、協働して安全・安心な医療的ケアが実施できる体制を整える必要がある。また、高度な医療的ケアに対応したり、組織的な情報共有を行ったりするためには、看護師の勤務体制についても検討していく必要がある。

これらのことから、モデル校2校の取組や、各研修等の内容を参考に、医療的ケア実施マニュアル(酸素療法及び気管カニューレガイドラインを含む)及び研修テキストを策定し、 県立特別支援学校における実施体制の構築を図る。

(モデル校選定理由)

モデル校は、医療的ケアの対象者が多い肢体不自由特別支援学校とする(うち1校は肢体不自由と知的障害の2部門併置校)。両校は、広島県の東西に位置し、各エリアで医療的ケアの先進的な取組を行っている。

福山特別支援学校は、医療的ケア対象者 29 名 (通学生) に対し、看護師を 9 名配置。認定特定行為業務従事者は 14 名である。広島特別支援学校は部門併置校で、医療的ケア対象者 21 名 (通学生) に対し、看護師を 6 名配置している。いずれも、酸素療法や気管孔ケアなど高度な医療的ケアを必要等する児童生徒の在籍割合が多い。

(事業の目標)

- ① 各モデル校の実情に応じた医療的ケア実施体制を構築する。
- ② モデル校での取組を基に、本県の医療的ケア実施方針を明確にするとともに、医療的ケア実施マニュアルを策定し、県立特別支援学校及び他の自治体に普及させる。
- ③ 教員及び看護師の医療的ケアに係る専門性の向上を図り、各役割を明確にするとともに、研修テキストを策定し、県立特別支援学校及び他の自治体に普及させる。

(研究仮説)

モデル校における医療的ケア実施体制の整備(環境整備(ケアルームの充実),組織的な対応,指導医との連携強化等)を図るとともに、それを基に医療的ケア実施マニュアルを策定することで、本県における医療的ケアの実施方針を明確にし、高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒を含めた就学や実態に応じた教育形態等の判断をしたり、安全・安心な医療的ケアを実施したりすることができる。

(取組内容)

- ① 教育委員会としての取組
 - ・各校における医療的ケア対象者の実態把握及び医療的ケア実施上の課題の整理
 - ・モデル校における体制整備に係る助言(有識者の派遣を含む)
 - ・広島県特別支援学校医療的ケア運営協議会の開催
 - ・研修会(教員及び看護師対象)の実施
 - 医療的ケア実施マニュアル及び研修テキストの作成、普及
- ② モデル校における取組(2校で同様の取組を行う)
 - ・校内における医療的ケア実施上の課題の整理
 - ・校内における医療的ケア実施体制の整備(環境整備、連携体制の構築等)
 - ・医療的ケア実施マニュアル及び研修テキストの作成協力
 - ・医療的ケアスコア表及び医療的ケアサポートマップ作成(教員と看護師の協働)

(評価の観点及び評価の方法)

- 〇モデル校の医療的ケア実施体制の整備及び専門性の向上 モデル校看護師及び職員に対してアンケート(意識調査)実施
- 〇本県の医療的ケアの実施方針の明確化 (医療的ケア実施マニュアル, 研修テキスト) 医療的ケア運営協議会委員からの意見

4 事業を通じて得られた主な成果

本研究では、高度な医療的ケアに対するニーズの高まり、とりわけ最も課題の大きいⅡ型呼吸不全(換気不全)への対応を念頭に、特別支援学校における医療的ケア実施体制の見直しを図るため、モデル校を中心に、外部有識者による専門性の高い指導助言を得ながら、取り組んだものである。

課題解決のためのツールとして作成した医療的ケアスコア表と医療的ケアサポートマップについて、モデル校からは関係者の共通理解に有効との報告があった。具体的には、教員等は「個別の教育支援計画や個別の指導計画と看護の関連を整理でき、日々の指導に生かすことができる。」と評価し、看護師は「教員が生徒等の健康状態に即した指導をしていると改めて分かり、今後の自分達の役割に関する認識を深めるのに役立った。」と評価している。また、保護者等からは「教育と看護の関連が視覚化され分かりやすい。教育が医療的ケアに果たす効果が理解できた。」との評価を得た。

これまで、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への教員の関わりについては、たん等の吸引や経管栄養の実施を中心とする傾向が強かった。本研究を通して、教員が個々の病態についても看護師と情報共有することで、指導上の配慮事項や教育内容の精選に係る認識の高まりや、基礎疾患や障害の状態を踏まえた保護者等へのより具体的な説明が期待できると分かった。

5 課題と今後の方策

医療的ケアスコア表, 医療的ケアサポートマップの県立特別支援学校全体への普及に向け, 作成に係る負担の軽減や, 教員等の自立活動の内容に関する知識や経験の蓄積等に取り組んでいく必要があると考えている。具体的には, 医療的ケアスコア表等の様式の整理とともに, 教育と看護の内容の関連に係る分かりやすい事例を収集し, 学校への紹介を図るなど, 医療的ケア実施体制の充実に努めていく。